

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 阪南市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.6%
全職員	78.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長代理・主幹相当職	97.2%
本庁主査相当職	101.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.6%
31～35年	90.8%
26～30年	91.1%
21～25年	100.7%
16～20年	85.1%
11～15年	81.4%
6～10年	77.0%
1～5年	79.8%

【説明欄】

・該当者が存在しない区分については、「—」としています。
 ・パートタイム会計年度任用職員のうち、健康保険対象外となる職員については、任用形態が多様であるため、集計の対象外としています。また、対象となる職員の週勤務時間／38.75時間から算出した人数としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。